

平成27年5月7日

岩崎 信 様

国際日本文化研究センター  
情報管理施設 情報課

「国際日本文化研究センター民事判決原本データベース」の利用申請について

本センターのデータベース利用につきまして、お問い合わせいただきありがとうございます。

さて、お問い合わせいただきました標記の件につきまして、関係書類を送付させていただきます。下記の申請手続き等に従い、申請書類に必要事項をご記入の上、下記の〔申請書提出先・問い合わせ先〕宛ご提出願います。

なお、申請書類をご送付いただいてから、審査等の手続きに2～3週間程度の期間を要しますので、ご了承ください。

記

〔民事判決原本データベース利用資格〕

「国際日本文化研究センター公開データベース利用規則」第3条の各項いずれかに該当し、承認を受けた方。

〔送付書類〕

(申請書類)

- 国際日本文化研究センター公開データベース利用申請書
- 国際日本文化研究センター民事判決原本データベース利用（新規・継続）申請書

(利用規則)

- ・国際日本文化研究センター公開データベース利用規則
- ・国際日本文化研究センター民事判決原本データベース利用に関する特例規則

〔申請手続き〕

- ① 以下の書類に必要事項をご記入の上、ご提出願います。
  - 国際日本文化研究センター公開データベース利用申請書  
※既に公開データベースの利用承認を得られている方は不要です。
  - 国際日本文化研究センター民事判決原本データベース利用（新規・継続）申請書
- ② 「国際日本文化研究センター公開データベース利用規則」及び「国際日本文化研究センター民事判決原本データベース利用に関する特例規則」に基づき、民事判決原本データベース作成協議会が利用資格等を審査します。
- ③ ②で利用資格を認められた方について、当センターより利用が承認されましたら、利用者ID及びパスワードをご本人宛に通知します。

〔申請書提出先・問い合わせ先〕

〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町3-2

国際日本文化研究センター 情報管理施設 情報課情報企画係 中尾 広一

TEL 075-335-2082 FAX 075-335-2095

E-mail: system@nichibun.ac.jp

## ○国際日本文化研究センター公開データベース利用規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）が学術研究の促進のため公開するデータベース（以下「公開データベース」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規則において「公開データベース」とは、コンピュータ可読のオンラインデータベースであって、別に定めるところにより所長が公開認定したものをいう。

(利用資格)

**第3条** 公開データベースを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校及び大学共同利用機関の教職員で、日本文化を研究する者又は日本文化の研究を支援する者
- (2) 大学院学生で、日本文化を研究する者
- (3) 科学研究費補助金の交付を受けて日本文化の研究を行う者
- (4) その他日本文化を研究する者のうち所長が適当と認めた者

(利用の方法)

**第4条** 公開データベースの利用方法は、次に定める方法により利用できるものとする。

- (1) 公衆電話回線を経由する場合
- (2) 学術情報ネットワークを経由する場合
- (3) センターに設置された端末装置を用いて利用する場合

2 前項第2号の方法による利用については、この規則に定めるもののほか当該機関の定めるところによる。

(検索の方法)

**第5条** 公開データベースの検索方法は、各データベースの仕様による。

(利用の申請)

**第6条** 公開データベースを利用しようとする者は、別記様式第1号の利用申請書を所長に提出し、承認を受けなければならない。

(利用の承認)

**第7条** 所長は、前条の申請を適当と認めて公開データベースの利用を承認したときは、別記様式第2号の利用承認書を交付し、利用者登録番号を与えるものとする。

(変更手続)

**第8条** 公開データベースの利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認事項に変更が生じた場合には、別記様式第1号の利用申請書により直ちに変更手続を行わなければならない。

2 所長は、前項の申請を受理し、適当と認めた場合には、別記様式第3号の変更承認書を交付するものとする。

(継続手続)

第9条 利用期限は承認された利用開始日から1年以内とし、その年度を超えないものとする。ただし、利用を継続しようとする場合には、所定の期間内に別記様式第1号の利用申請書により継続手続を行わなければならない。

2 所長は、前項の申請を受理し、適当と認めた場合には、別記様式第4号の継続承認書を交付するものとする。

(利用時間)

第10条 公開データベースの利用時間は、次条に定める日を除き、24時間とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、利用時間を変更することができる。

(サービスの停止)

第11条 次に該当する場合には、公開データベースのサービスを停止する。

- (1) システム更新を行う場合
- (2) その他所長が特に必要と認めた場合

(利用に当たっての遵守事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) データベースの著作権を尊重し、違法な利用を行わないこと。
- (2) 利用者登録番号を第三者に利用させないこと。
- (3) 各人のプライバシーを尊重し、迷惑をかけないこと。
- (4) その他利用に関し所長が別に定める事項を遵守すること。

(利用承認の取消し)

第13条 所長は、利用者がこの規則に違反したと判断した場合又は第8条の変更手続が行われなかった場合には、利用承認を取り消すことができる。

(利用者、第三者間の紛争等)

第14条 公開データベースの利用に関し、利用者と第三者との間に紛争が生じても、センターはその責を負わない。

(成果の公表)

第15条 利用者は、公開データベースを利用して行った研究の成果を論文等により公表する場合には、当該論文等にセンターの公開データベースを利用した旨を明記するとともに、所長にその抜刷等を2部提出するものとする。

(経費の負担)

第16条 利用者又はこれに代わる者は、当該利用に係る経費の一部を、別に定めるところにより、利用負担金として負担しなければならない。ただし、所長が日本文化研究上特に必要と認めた場合に限り、利用負担金を免除できるものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、公開データベースの利用に関して必要な事項は、所長が別に定める。

○国際日本文化研究センター民事判決原本  
データベース利用に関する特例規則

平成13年1月17日  
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）が学術研究促進のため公開するデータベースのうち民事判決原本データベース（以下「判決原本データベース」という。）の利用に関する特例を定める。

2 判決原本データベースの利用については、この規則で定めるほか、国際日本文化研究センター公開データベース利用規則（平成5年10月21日制定。以下「利用規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「民事判決原本データベース作成協議会」（以下「協議会」という。）とは、センター及び全国の大学等の研究者が判決原本データベース作成及び管理のため組織した協議会をいう。

(利用申請資格)

第3条 判決原本データベースの利用を申請できる者は、予め協議会会長の承認を得た者で、利用規則第3条に定めるものとする。

(利用の申請)

第4条 判決原本データベースを利用しようとする者は、利用規則に基づく利用申請書と併せて、別に定める判決原本データベース利用申請書（以下「判決原本利用申請書」という。）を所長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、利用規則に基づく公開データベースの利用承認を既に受けている者は、判決原本利用申請書のみを所長に提出するものとする。

(利用の承認)

第5条 所長は、前条の申請を適当と認めて判決原本データベースの利用を承認したときは、別に定める利用承認書を交付し、利用者登録番号を与えるものとする。

(利用にあたっての遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用者登録番号を第三者に利用させないこと。
- (3) 判決原本データベースに記載された個人情報の保護に努め、違法又は人権を侵害するような利用を行わないこと。

(4) 判決原本データベースの著作権を尊重し、違法な利用を行わないこと。

(5) その他利用に関し所長が別に定める事項を遵守すること。

(成果の公表)

**第7条** 利用者は、判決原本データベースを利用して行った研究の成果を論文等により公表する場合には、当該論文等に判決原本データベースを利用した旨を明記するとともに、所長にその抜刷等を4部提出するものとする。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、協議会と協議の上、所長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成13年1月17日から施行する。

別記様式第1号（第6条、第8条第1項及び第9条第1項関係）

国際日本文化研究センター  
公開データベース利用申請書

国際日本文化研究センター所長 殿

貴センター公開データベースの利用について、下記のとおり申請します。なお、利用に当たっては、「国際日本文化研究センター公開データベース利用規則」を遵守します。

申請年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		利用者登録番号（申請区分が	XX000123
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更		「新規」の場合は記入しない	
利用者	職名等	教授	フリガナ 氏名	ニチブンケン タロウ 日文研 太郎
	所属	(大学名・機関名) 〇〇大学	(学部名・部名) 大学院〇〇研究科	(学科名・課名) 〇〇専攻
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 京都府京都市西京区〇〇 TEL 〇〇〇- 〇〇〇 -〇〇〇〇 内		
申請内容	(1) 日本文化研究 (2) その他（具体的に）〇〇に関する研究のため ※科学研究費補助金により使用する場合は、研究課題名を記入してください。 利用データ名を記入してください。 民事判決原本			
支払責任者	職名等		フリガナ	
	所属	(2)を○で囲い、利用目的を具体的に記入してください。		(学科名・課名)
	所在地	〒		
経理責任者	職名等			
	所属			
	所在地	〒		
備考 E-mail:		電子メールアドレスをお持ちの場合にご記入ください。		

\* 変更の場合は、変更の箇所のみ記入してください。

受付日	平成 年 月 日	承認日	平成 年 月 日	利用期限	平成 年 月 日
-----	----------	-----	----------	------	----------

別記様式第1号（第6条、第8条第1項及び第9条第1項関係）

国際日本文化研究センター  
公開データベース利用申請書

国際日本文化研究センター所長 殿

貴センター公開データベースの利用について、下記のとおり申請します。なお、利用に当たっては、「国際日本文化研究センター公開データベース利用規則」を遵守します。

申請年月日	平成 年 月 日		利用者登録番号（申請区分が		
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更		「新規」の場合は記入しない		
利用者	職名等		フリガナ 氏名		印
	所属	(大学名・機関名)	(学部名・部名)	(学科名・課名)	
	所在地	〒 TEL - - 内線 ( )			
申請内容	(1) 日本文化研究 (2) その他（具体的に） ※科学研究費補助金により使用する場合は、研究課題名を記入してください。				
	利用データベース名を記入してください。				
支払責任者	職名等		フリガナ 氏名		印
	所属	(大学名・機関名)	(学部名・部名)	(学科名・課名)	
	所在地	〒 TEL - - 内線 ( )			
経理責任者	職名等		フリガナ 氏名		印
	所属	(大学名・機関名)	(学部名・部名)	(学科名・課名)	
	所在地	〒 TEL - - 内線 ( )			
			利用期限	平成 年 月 日まで	
備考 E-mail:					

\* 変更の場合は、変更の箇所のみ記入してください。

受付日	平成 年 月 日	承認日	平成 年 月 日	利用期限	平成 年 月 日
-----	----------	-----	----------	------	----------

国際日本文化研究センター民事判決原本  
データベース利用（新規・継続）申請書

平成 年 月 日

国際日本文化研究センター所長 殿

申請者

氏名 \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_

職名等 \_\_\_\_\_

「国際日本文化研究センター公開データベース利用規則」に基づく公開データベースの利用と併せて、貴センター民事判決原本データベースを利用いたしたく、民事判決原本データベース作成協議会会長の承認書を添えて、申請します。

なお、利用に当たっては、「国際日本文化研究センター民事判決原本データベース利用に関する特例規則」を遵守します。

（備考）

「国際日本文化研究センター公開データベース利用規則」に基づく公開データベースの利用者登録番号 \_\_\_\_\_（既に交付を受けられている場合のみ記入）

国際日本文化研究センター民事判決原本  
データベース利用申請承認書

民事判決原本データベース作成協議会会長 殿

平成 年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_ 同 上 \_\_\_\_\_

国際日本文化研究センター民事判決原本データベースの利用申請をいたしたく、予め貴職の承認を申請します。なお、民事判決原本データベースの利用に当たっての私の研究課題及び研究内容は、別紙のとおりです。

上記の者が国際日本文化研究センター民事判決原本データベースの利用申請をすることを承認する。

平成 年 月 日

民事判決原本データベース作成協議会会長

\_\_\_\_\_ 印



(別紙)

申請者

---

研究課題	
研究内容	
民事判決原本データベース利用の必要性	
本研究課題に関する申請者の主研究業績	